

食品衛生監視員の資格を有することを証する書類

◇受験資格の確認について◇

受験資格を確認するため、次の証明書類を提出していただきます。

なお、養成施設の所定の課程を修了しているか又は大学の各課程を修めているかについては、御自分で判断するのではなく、大学等に確認の上、申し込んでください。

各養成施設については、以下の URL を御確認ください。

[<https://www.mhlw.go.jp/general/saiyo/shokukan.html>] の「食品衛生監視員養成施設について」を参照。

また、受験されても、証明書類により受験資格がないと判断された場合は、合格できませんので、御注意ください。

- 1 食品衛生監視員の養成施設において、所定の課程を修了した者
 - (1) 養成施設の成績証明書
 - (2) 食品衛生監視員の任用資格を有することを証明できる書類（任用資格取得証明書、養成施設において所定の課程を修了していることを証明できる書類等）
 - (3) 大学の卒業証明書
 - 2 大学において薬学、畜産学、水産学又は農芸化学の課程を修めて卒業した者
 - (1) 大学の卒業証明書
 - (2) 大学の成績証明書
 - (3) 薬学を除く各課程については、下表の所定の科目を必要数以上取得していることを証明できる書類（科目対応表、シラバスの表紙及び該当箇所等）
- ※ 1 大学院修士課程・博士課程修了の方も、大学院各課程の修了証明書・成績証明書ではなく、大学の卒業証明書・成績証明書を提出してください。
- 2 畜産学、水産学又は農芸化学の各課程については、下表の所定の科目を必要数以上取得している者に限ります。
 - 3 証明書類について御不明な点がある場合は、松山市保健所衛生検査課に問い合わせてください。

課 程	畜 産 学	水 産 学	農 芸 化 学
所定の 科 目	(1) 家畜育種学	(1) 水産資源学	(1) 土壌学
	(2) 家畜品種論	(2) 漁業学	(2) 植物栄養学
	(3) 家畜繁殖学	(3) 水産増殖学	(3) 生物化学
	(4) 家畜栄養学	(4) 水産物利用学	(4) 応用微生物学
	(5) 飼料学	(5) 水産生物学	(5) 栄養化学
	(6) 家畜管理学	(6) 水族環境学	(6) 食品化学
	(7) 家畜解剖学又は組織学	(7) 水産生物化学	(7) 農産物利用学
	(8) 家畜生理学又は生化学		(8) 畜産物利用学、水産物利用学 又は林産物利用学
	(9) 畜産物利用学		(9) 農薬化学
	(10) 草地利用学		(10) 生物有機化学
	(11) 家畜衛生学		
	(12) 畜産学汎論		
	(13) 畜産経営論		
必要取得 科目数	11 科目以上	6 科目以上	8 科目以上

(注) 本表の資格要件については、「食品衛生管理者及び食品衛生監視員に係る資格要件の取扱いについて」(平成 16 年 2 月 27 日食安発第 0227003 号) に定められています。